

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外247名

被 告 示現舎合同会社 外2名

2016年12月12日

## 準備書面2

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士

河 村 健 夫



同

山 本 志 都



同

指 宿 昭 一



同

中 井 雅 人



### 第1 いまだ厳然と存在する部落差別

被告らが自らの行為を正当化する論理は理解が困難であるが、すでに被差別部落出身者や被差別部落に対する差別はなくなっているという前提に立ち、被差別部落の一覧を公開することは差別を助長することにはならないと主張しているようにとれる。

そこで、被差別部落及び被差別部落民に対する差別が、遺憾ながら現在に至っても厳然として存在することについて、以下、主張する。

## 1 原告解放同盟が把握している差別事象について

概ね2010年以降、差別事象として原告解放同盟が把握しているものについて、列挙する。これらの事例は、原告解放同盟の関連団体である、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会が、毎年度発行している『全国のあいつぐ差別事件』(2012年度ないし2016年度版)に掲載されている(甲34ないし甲38)。

### (1) 戸籍謄本等不正取得事件

行政書士・司法書士らが戸籍謄本等の不正取得により、差別目的の身元調査を行っていた事件の発覚等を受け、2006年9月「探偵業の業務の適正化に関する法律」が制定され、2008年5月、「戸籍法」が改定された。戸籍は原則非公開となり、本人請求時も「本人確認」が義務づけられるとともに、第三者が戸籍の取得を請求できる場合が限定され、委任状の提出や取得目的を明らかにすることなど条件が厳格化された。

また、各地の自治体で不正な第三者請求に対する本人通知制度の導入も進んでいるところである(現在、原告らが把握しているところでは、本人通知制度を導入している自治体は全国で620以上にのぼる。また、埼玉、大阪、京都、鳥取、山口、香川、大分の7府県では、府県内の全市町村で事前登録型の本人通知制度が導入されており、大きな効果をあげている)(甲38・13頁)。

しかし、上記のように、戸籍謄本等の取得が制度的に困難になっても、不正に戸籍謄本等を取得する事例は後を絶たない。

### ア プライム事件

2011年11月、職務上請求書を偽造して戸籍などを不正取得したとして、東京都内のプライム総合法務事務所(以下「プライム社」という。)社長や横浜市内の興信所社長、司法書士ら5人が愛知県警に逮捕された。この事件では、1万件にのぼる戸籍などの不正取得の実態が浮き彫りにされ、2012年、名古屋地裁はプライム社社長に実刑3年、興信所社長に2年6ヶ月、司法書士に罰金250万円を言い渡した。プライム社社長の「調査の8~9割は、結婚相手の身元調査と浮気調査だった」と証言から、これら不正取得された戸籍が身元調査に利用されたことが裏付けられた(甲36・8頁など)。

### イ 個人情報売買のネットワークの存在

2012年6~9月、愛知県警は、ハローワーク横浜の非常勤職員と神奈川県内の調査会社の経営者、長野県警の現職警官2人と元県警幹部で興信所社長、国土交通省関東運輸局技官と大阪の担当社の職員を逮捕した。その後、一連の事件の元締め的役割を果たしてきた名古屋の調査会社の経営者ら8人が逮捕された。また、群馬県前橋市の興信所経営者、東京の行政書士、元行政書士の3人が「群馬ルート」として逮捕された。この検挙により、大規模な個人情報売買のネットワークが存在していることが明らかになった(甲36・8頁など)。

### ウ 東京都の行政書士による不正取得事件

2015年3月付で、東京司法書士会所属の司法書士が、2009年から2012年までの間、戸籍謄本不正取得(戸籍謄本等の不正取得は526通、それに使用した「職務上請求用紙」は236通)を行っていたことで、東京法務局長から懲戒処分を受けた。これは、2つの会社の依頼によるものであり、不正に取得した戸籍情報が結婚差別や身元調査に利用されていることが強く疑われる(甲38・12頁)。

## (2) 就職差別事件

就職差別については、さまざまな差別解消への取組みの中で、厚生労働省は「公正採用選考」のための指針を打ち出している。すなわち、採用選考に当たっては、応募者の基本的人権を尊重し、応募者の適性・能力のみを基準として行うこととし、家族状況や生活環境といった、応募者の適性・能力とは関係ない事柄で採否を決定しないというために、応募者の適性・能力に関係のない事柄について、応募用紙に記入させたり、面接で質問することなどによって把握しない（採用基準としないつもりでいても把握すれば決定に影響を与えることになるから）ようにすることが重要とされる。

新規中卒者は「職業相談票」、新規高卒者は「全国高等学校統一応募書類」、新規大卒者も一定の規格に基づいた履歴書を用いることが標準とされ、本籍・出生地に関することや家族に関する情報、住宅状況に関するこの把握や身元調査などの実施は公正採用に反するものとされている（甲 3 9・厚生労働省ホームページ「公正な採用選考の基本」）。しかし、これに反する事例はいまだ各地でみられている。

### ア 滋賀県の相談員差別発言事件

滋賀県では、2009年6月、公正採用を指導する側である嘱託職員が求職者の募集に関わって、相談員間で、「地区の人やないやろな」と同和地区出身者ではないことを確認するという事件がおきた。

### イ 統一応募用紙使用違反の事例

現在、大学生が就職に応募する際には、大学の「エントリーシート」が使用されている。これらのエントリーシートには、本籍地や家族構成・職業を書かせる欄があることもあり、公正選考のための統一応募用紙違反が横行している。

新潟県では、2010年秋の就職試験で、面接試験当日の夜に生徒宅を家庭訪問して家族構成などを調べた金融機関があった（甲34・14頁）。

群馬県では、2012年5月、群馬県商工会連合会ホームページの特別補助員採用資格試験要領に統一応募用紙違反が存在することが発見された。同連合会の人事に携わる人事管理委員会には県の産業経済部産業政策課職員が学識経験者として加わっており、就職差別の撤廃を訴えるべき部局の職員が関わっていながら違反が見逃されていたことが問題とされた（甲35・16頁）。

#### ウ 東京都の調査結果

東京都教育庁によると、2011年度の都立高校卒業生の就職に関する公正採用選考違反又は疑いのあった事業所は107社あり、東京都労働局が行った調査によると2011年の高校卒業者の採用選考の際の不適切事例は事業所数で67であった（甲35・16頁）。

東京都教育庁によると、2013年度の都立高校卒業生の就職に関する公正採用選考違反又は疑いのあった事業所は156社あり、東京都労働局が行った調査によると2014年の高校卒業者の採用選考の際の不適切事例は事業所数で109であった（甲37・30頁）。

東京都教育庁によると2014年度の都立高校卒業生の就職に関する公正採用選考違反又は疑いのあった事業所は174社あり、東京都労働局が行った調査によると2015年の高校卒業者の採用選考の際の不適切事例は事業所数で123であった（甲38・40頁）。

#### エ 連合の「就職活動に関する調査」の結果

日本労働組合総連合会（連合）が、就職活動の経験のある学生や院生、社会人1年生を対象にして2014年に行った「就職活動に関する調査」では、本籍・出生地に関することを聞かれた人は35%、

家族に関する話を聞かれた人は40%で、本人に責任のない事項を把握しようとする質問はいまだ広く行われている(甲37・29頁)。

#### オ 鳥取県における就職妨害事件

2014年7月、鳥取県教育委員会に電話で、採用試験を受験する被差別部落出身者の名前をあげて「家族が同和のどうのこうの言っている。このような者を合格させるな」と述べる悪質な差別事件があった(甲37・37頁)。

#### (3) 結婚差別事件

##### ア 結婚のための身元調査

別途掲げた部落の場所についての問い合わせなども、結婚が契機になっているものが多いと推認されるが、明確に結婚差別に関する身元調査と認めたものだけを取り上げると以下のとおりである。

2011年5月、奈良県桜井市の事例(甲35・16頁)、2012年10月、兵庫県三木市の事例(甲36・28頁)、同年11月の兵庫県宍粟市の事例(甲36・29頁)、2013年4月の長野県松本市での事例(甲36・29頁)、同年5月の高知県須崎市の事例(甲36・29頁)、2015年7月の京都府福知山市の事例(甲38・41頁)、2015年9月の奈良県御所市の事例(甲38・42頁)、2015年10月の奈良県桜井市の事例(甲38・42頁)。

##### イ 家族による差別が表面化したケース

2013年3月、山口県内で深刻な差別事件が発覚した。交際相手の家に初めて訪れたとき、交際相手の母から「ひょっとして、四つ(部落出身)じゃないだろうな」と言われ、「部落出身者かどうかを確認するために身元調査をするから」と戸籍提出を要求してきた。戸籍提出を拒否すると、母は「出さないということはあやしい。部落出

身に違いない」として、自分の知人に調査を依頼し、同人が自宅まで押しかけ「身元調査をしにきた。戸籍を見せてくれ」と要求されたというものである（甲35・17頁）。

2014年3月の香川県丸亀市の例では、娘が同市内の被差別部落出身者と結婚したことについて、母親が「あの子はエッタの子や」「ヤクザとエッタをもらう家系ではない」などの発言を行っていた（甲37・35頁）。

#### （4）土地差別調査事件

土地差別調査とは、不動産の取引や購入、賃貸などの際に、その物件と被差別部落との関係を尋ねたり、調べたり、教示したりする行為である。

##### ア 大阪府の事例（マーケティングリサーチ事件）

マーケティングリサーチ事件とは、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査するマーケティングリサーチ会社（大阪市内）が、同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ依頼主に提出していた事件である。

同社は、不動産の新聞折り込み広告をつくる広告代理店やマンションのディベロッパー（開発業者）などから依頼を受けて、建設予定地周辺の地域評価や価格の動向などを調査し、報告書にまとめる際、「立地特性」などの項目として、「同和地区に関わってくる地域」「指定地域」「解放会館などが目立ち敬遠されるエリア」「地域の名前だけで敬遠する人が多い」などの表現を用いて同和地区の所在を報告していた。

実際の報告書では、大阪市内の部落を地図上で示し「一部問題がある地域（〇〇1～2丁目）」と記述し、周辺で最も低い評価をつけ

ているもの、府内の部落の地名をあげ「具体的には〇〇町で、旧・〇〇部落があり、市営改良住宅化されている。解放会館などアイテムも揃っている」として部落であること強調しているもの、行政による同和地区指定のない、いわゆる未指定部落についても「要注意地区」として低評価をつけているもの、などがあった。

大阪府は個人情報保護条例に基づいて調査を行い、同和地区かどうかという情報は個人情報のなかでも極めて慎重に取り扱うべき情報（センシティブ情報）であり、また資料のなかに差別表現が含まれていることから、差別意識を助長するおそれがあるとして同社から事情聴取した。同社は事実を認めて府の指導にしたがい、問題表現のあるデータを消去するとともに、府に改善報告書を提出している。

その後の調査ではこの調査会社と同様の差別調査・報告を行っていた調査会社は複数存在し、また大手に広告代理店やディベロッパーの多くがこうした差別報告書を数十年にわたって漫然と受け取り続け、差別が差別を生み出す仕組みが業界内に根付いていたことが明らかになった。

実は、大阪府では1993年3月に「宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を策定（2008年4月改訂）し、大阪府や業者・業界団体の責務を定めている。その後も役所などへの同和地区の問い合わせ事件が後を絶たないことから、2007年1月、宅地建物取引業者に対して通知を出し、不動産物件が「同和地区にある」「同和地区と同じ校区にある」といった情報を収集したり、教えたりする行為は府個人情報保護条例第47条に違反するとしている。しかし、こうした取り組みにもかかわらず、水面下では長年にわたって差別調査が行われ、漫然と報告書がやりとりされていたのである。

こうした事態を受け、大阪府ではこれまで興信所・探偵社を対象

として部落差別につながる調査を規制してきた「大阪府部落差別調査等規制等条例」を2011年10月に改正した。全国ではじめて土地に関する調査を行うすべての事業者を対象として「土地差別調査」を規制する条例が施行され、部落があるかないかの調査・報告、部落の所在地の一覧表の提供・教示が禁止され、それに違反した場合には、知事が勧告や事実公表ができるとした（甲34・10頁）。

#### イ 宅地建物取引業者に対するアンケート

三重県、香川県、山口県、福岡県等で、宅地建物取引業者を対象にしたアンケートが実施されているが、「取引物件が同和地区であるかどうかの問い合わせを受けたとする業者は35.4%」（三重県）、「『同和地区がありますか』『在日外国人が多く住んでいますか』などの問い合わせを受けた人が35%」（山口県）、「客が同和地区を期にしているので、答えた担当者は差別したことにはならないという考えに肯定的に答えた業者は約40%」（福岡県）という実態が明らかになっている（甲35・9頁）。

#### ウ ある住宅販売会社の差別事件

ある業界大手の中古住宅販売会社は、内部資料である「競売仕入れチェック表」の特記事項に同和地区に関して（「同和地区であり、需要はきわめて低くなると思われます」などと）記載していたことが発覚したが、同じような差別的な記載が13府県にもわたる全国の支店で見つかった（甲37・10頁）。その後に行われた社員のアンケート調査（107店535人が対象）では、「取引物件の所在地が同和地区かどうかの質問を受けたことがある」のが全国平均で27%、「『同和地区である』という理由で販売各区に影響したことがある」のが全国平均で11%で、多くの市民の中に被差別部落に対する差別意識が根強く残っており、それを背景にして不動産業界では土地差別

が常態化していることが分かる（甲37・13頁）。

山口県では、ある不動産会社で物件を紹介する際に「ここからここまで同和地区だがいいのか」と話していたことが2015年6月に明らかになった（甲38・15頁）。

#### （5）公的機関・職員による差別事件

公的施設の職員や公的事業に関わる研修の場における講師による差別発言などは、繰り返しあきている。

2010年3月、滋賀県甲賀市で、人権教育推進委員会が主催する研修の討議中、高齢者福祉施設の前施設長が、「親から部落の人と結婚するなどと言われた。近親交配によって遺伝子が濃くなるからおかしな人が生まれやすくなるから」旨発言したが、研修中はそのまま放置された（甲34・11頁）。

2011年夏に、東京都で、都福祉保健局主催で開かれ、のべ900名が参加した人権研修中、講師が部落の低位性のみを強調し、未組織被差別部落の所在地・地名を述べるなど、問題の多い発言を行った（甲34・11頁）。

また、2011年10月、佐久市内の福祉施設において、同施設職員が、精神疾患の入所者の介護を行なながら、「こういう病気の人はこういう性格だ。よつのしょうもこういう性格だ」と述べた。しかもそのことを問題にした職員が退職を余儀なくされた（甲34・11頁）。

2013年7月、千葉市の市町村職員中央研修所での税徴収事務の研修で、税滞納者に同行して担当課に反社会的圧力をかける団体として「部落差別団体」をあげ、問題を指摘した受講生の提起を受け流した（甲38・17頁）。

2015年4月に実施された香川県議会議員選挙で、ある候補が広

報に「警察庁の発表では、暴力団員の6割が同和地区出身者です」と事実無根の記載を行い、選挙区内全戸に配布した（甲38・19頁）。

#### (6) 行政窓口に対する問い合わせ

ある特定の住所が部落であるかどうか、行政窓口に電話をかけたり、実際に赴いて、情報提供を求めるという事例も多数発生している。行政窓口から原告解放同盟に対して報告などがあり、原告らで把握しているものの一部は以下のとおりである。

香川県丸亀市での事例（甲35・15頁）、長野県東御市での事例（甲35・15頁）、京都府長岡京市での事例（甲35・15頁）、京都府京丹後市での事例（甲35・15頁）、京都府木津川市での事例（甲35・15頁）、京都府城陽市での事例（甲35・15頁）、2012年10月の埼玉県草津市での事例（甲37・25頁）、2013年4月の京都府大山崎町での事例（甲36・13頁）、同年5月の京都府南丹市での事例（甲36・21頁）、2014年3月の高松市の事例（甲36・22頁）、同年7月の鳥取市の事例（甲37・25頁）、2014年内に福岡県内での6県の事例（甲37・26頁）、2015年5月の香川県での事例（甲38・16頁）、同年8月の奈良県及び奈良市の事例（甲38・14頁）、同年8月の鳥取県大山町の事例（甲38・35頁）、同年9月の香芝市の事例（甲38・14頁）、同年10月の鳥取県米子市の事例（甲38・15頁）。

#### (7) 差別投書・落書き事件

差別投書や公共の場所における差別的な文言の落書き事件も枚挙に暇がない。

##### ア 執拗に連続しておきている事例

2015年4月から6月にかけて、大阪、京都、兵庫の広範囲にわたり、郵送による差別文書のばらまき事件がおきた。差別文書の内容は「こら部落民お前ら牛殺しの仲間やろう。えったこらくそ部落民。お前ら真面目な仕事出来るか」で始まり、被差別部落を蔑視する内容が書き連ねられたもので、原告解放同盟の支部や精肉業者や精肉関係の組合、被差別部落内の公営住宅の個人宅ポストに投函されるなどし、38カ所合計1850枚の差別文書がばらまかれた。同年10月、被害者らが名誉毀損の告訴を行い、2016年2月には大阪簡易裁判所はこの犯人に侮辱罪(科料9900円)の略式命令を出した(甲38・21頁)。

東京都葛飾区内では、2001年ころから2015年12月までで、計30件74カ所にも及ぶ、同一犯と思われる者による差別落書きが続いている。選挙用ポスターや住民の自家用車の車体への落書きもあり、悪質かつ執拗である(甲35・12頁、甲38・22頁)。

福岡県久留米市内では、2013年ころから2015年ころまで、住民を個人攻撃した、同一犯と思われる者による差別落書きが続いている(甲37・19頁)。

#### イ 差別文書の投函

差別的な文言を書き連ねた文書やはがきを原告解放同盟の関係団体や個人宅に送りつけるという卑劣な行為も繰り返しあきている。送付を受けた個人及び家族の人格は大きく傷つけられ、私生活の平穏が害されるのだが、本件との関係では、ウェブサイトに記載された住所などを参考にして、差別的な意図を持った人物が差別文書の投函を行うことが危惧されることを指摘しておきたい。

2013年2月、長野県東信地方で「同和関係者の調査をしている」として、「長野権同和問題研究会」という実在しない組織名での

はがきの送付（甲35・12頁）、同年3月、鳥取県大山町内の同和地区住民多数に対して差別はがき（「四つはどかた！やめろ！！きたない！死ね」）の投函（甲36・17頁）、同年9月、原告解放同盟奈良県連への差別はがき（「日本の暴力団の6割が部落人で、部落解放同盟の活動は全て人権ビジネスであること、自治体に群がって補助金を強請る蛆虫同然の人種であること・・」などと記載のあるもの）の投函（甲36・16頁）、2015年5月から12月まである企業の関係者に送られた差別はがきの投函（甲38・27頁）、同年7月、奈良人権部落解放研究所への差別はがき（「えた 非人 よつ 部落を解放したら 世界は滅びる」などと記載のあるもの）の投函（甲38・26頁）、同年12月、2016年1月に愛知県でおきた個人宅に対する差別はがき（「お前ら部落は社会のダニ」などと記載のあるもの）の投函（甲38・23頁）、同年正月、原告解放同盟の多くの都道府県連事務所に対して大阪に実在する弁護士名をかたり、貶称語を使った差別文書の送付（甲38・27頁）、同年3月、原告解放同盟山口県連、福岡県連事務所に、実在する個人名をかたった文書（「部落は人間ではない」などと記載のあるもの）の送付（甲38・28頁）。

#### ウ 差別落書き・差別貼り紙

2011年に発見された主なものは、JR大船駅のトイレの差別落書き（甲34・12頁）、福岡市内での合計54カ所にも及ぶ差別落書き（甲34・12頁）である。

2013年に発見された主なものは、企業のビルエレベーター内の差別落書き（甲36・15頁）、横浜市営地下鉄のベンチの差別落書き（甲36・16頁）、奈良県宇陀市の公的施設内での差別落書き（甲36・16頁）、奈良市の駐車場の差別落書き（甲36・17頁）である。

2014年に発見された主なものは、JR小岩駅トイレの差別落書き（甲37・17頁）、奈良市内の公園内での実在するジャーナリストの名前をかたった差別落書き（甲37・17頁）、新宿区内の都営住宅での差別落書き（甲37・18頁）、日野市内の都営住宅での差別落書き（甲37・18頁）、高知市内の文学館隣のトイレ個室の差別落書き（甲3437・19頁）、高知県南国市内の地蔵への差別貼り紙（甲37・19頁）、高知市内の競輪場のトイレ内の差別落書き（甲37・19頁）である。

2015年に発見された主なものは、JRの駅構内に個人の電話番号を書き「同和」と攻撃する連続落書き（甲38・23頁）、京都府精華町での差別貼り紙（甲38・24頁）、京都府木津川市の差別落書き（甲38・25頁）である。

#### (8) ヘイトクライム類似の行為

##### ア 奈良県水平社博物館前での事例

2011年1月、川東大了という人物（在日特権を許さない市民の会・副会長）が奈良県財団法人水平社博物館前で、マイクを使って「エッタ博物館、非人博物館」「いいかげん出てこい、エッタども、エッタ、非人」などの挑発的発言を繰り返した。さらに川東はこの言動の一部始終を自分の動画サイトに掲載し流布させた。同年8月には水平博物館が奈良地方裁判所に提訴、2012年6月には150万円の慰謝料を支払えという内容の判決が言い渡された。その後も川東は何度も街宣行為を強行しようとし、2013年1月には再び街宣を行い、差別用語を含む話を繰り返した（甲34・13頁、甲35・14頁）。

##### イ 京都大学での事例

2012年4月、京都大学生協の掲示版に掲示されていた橋下徹大阪市長を非難する文章に、「部落死ね！！！」「部落出身（エタ・ヒニン）」などと記載されているのが発見され、同月中に生協の投書箱に差別文書の投函があった。

さらに、同月中、京都大学附属図書館の人権コーナーにある部落問題などの書籍450冊に「×」がつけられているのが発見された。大学内の別の図書館の部落問題などの書籍20冊に「×」がつけられているのも相次いで発見された（甲35・18頁）。

#### ウ 交通機関労働者に対する暴言

2014年10月、福岡県内のJR九州の駅改札で駅員に対して、「なんか貴様エタか」「エタ・ヒニンにいうことに何か問題があるのか」など暴言を繰り返すという事件があり、同月には福岡市内のバス内で運転手に対して「お前は部落か」と発言した事件も発生した（甲37・27頁）。

#### エ 長野県の隣人による執拗な差別発言事件

長野市で2014年ころから、昼夜の別なく差別言動によって隣人を攻撃し続けてきたという事例では、被害者が警察に何度も通報し、長野地方法務局、長野市にも相談したが、具体的な救済は行われなかった。同年8月には広範囲の近隣の家に「私（被害者実名）は一般人ではありません。私たちは特別な人です。長年かくして申しぐざいません」という内容の文書が投函された。2015年9月、差別発言禁止などを求める仮処分命令の申立てを行い、同年10月には申請どおりの仮処分決定が行われるが、決定後も差別発言は続き、同年12月、加害者が証拠保全のための撮影を行っていた女性に対して暴行をふるい、逮捕され、有罪となった（懲役6月、執行猶予3年）。

（甲38・33頁）

### (9) マスコミにおける差別事件

一定数の市民が潜在的に抱いている差別的意識に迎合し、インパクトのある記事として読者を増やそうという思惑で、著名人が被差別部落出身者であることを暴くような記事が掲載される事件もあった。

『週刊朝日』2012年10月26日号「ハシシタ ヤツの正体」と題した記事では、大阪市長（当時）橋本徹氏の出自を暴くことを宣言し、家系図を掲載し、部落名も明記するなど明らかな差別記事を掲載した（甲36・19頁、甲37・45頁）。

また、『週刊現代』2014年8月30日号「ユニクロ・柳井が封印した『一族』の物語」と題した記事では、「ヤクザと同和運動に彩られた真の創業者」などの見出しで、ユニクロの柳井正社長の出自を暴いた（甲37・46頁）。

## 2 大阪府差別解消に関する有識者会議での差別事象の集積

大阪府は、2014年7月に、特定の属性等を理由とする不当な差別的取扱い等（障がいを理由とするものを除く）を解消するための方策について、専門的知識を有する学識経験者等から幅広く意見を聴取することを目的として「差別解消に関する有識者会議」を設置した。そして、実態調査のために、2014年9月から10月にかけて、ホームページを通じて差別と思われる事例を集積した。

募集期間の1ヶ月半の間にのべ802件のメールがあり、差別事象が集約されたが、その結果が甲40である（6ないし43が部落差別に関するもの）。

これらの事象も、原告部落解放同盟が把握している1に列記した事象と共に通しており、厳しい差別の現実が存在することがよく理解できる。

### 3 部落差別解消法の制定に向けた動き

2016年5月の通常国会において、議員提案で「部落差別の解消の推進に関する法律案」（部落差別解消法）が衆議院に付議され、趣旨説明と審議が行われていたが、11月16日午前中議員法務委員会で可決、翌17日午後衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。

この法律案は、1条で「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」としており、深刻な部落差別が現在も存在していることを当然の前提とし、それを解消することをめざす理念を示したものである。

### 4 小括

以上、主張した差別事件は氷山の一角に過ぎないが、差別が厳然と存在すること、被告らの行為のように差別行為の態様も変容していく中で、差別による人権侵害を防止するための方策も多様化しなければならないことは、具体的な事例から明らかである。

## 第2 部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則の存在

### 1 はじめに

上述したとおり、部落差別は今なお広範な範囲で数多く発生しておりその被害は深刻な状況である。

部落差別はある人物が被差別部落出身者等であることを理由として差別を行うものであるから、被差別部落の出自かどうかが判明する資料については一般的に公開しないことが、部落差別を予防するために有効な手段となる（なお、一般的に公開しない扱いをすることは、部落差別を受けた当事者が自ら出自を明らかにすることと矛盾しない）。

そのため、部落解放運動は全国水平社の創立以来、戸籍簿における差別記載事項の是正・撤廃の運動などを通じ、部落差別に利用される情報を一般に公開しないことを求めて活発に運動を展開してきた。

かかる部落解放運動の活発な展開に加え、近年の急速な情報化社会の進展に伴い、プライバシー権及び個人情報保護の要請が急速に高まったこともあり、現在では、部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則が社会的に確立している状況にある。

以下、具体的に論じる。

## 2 壬申戸籍の公開制限に至る経緯

### (1) 戸籍制度とその運用の概観

戸籍制度の目的は、人の出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を記録して、その身分関係を公に証明することであり、その身分関係を記録した証書が戸籍にほかならない。

かかる戸籍制度は、かつては、手数料さえ払えば誰でも閲覧や交付請求をなしうるという制度運用がなされていたが（「戸籍公開の原則」）、①全国水平社などによる、戸籍における差別記載事項撤廃や公開制限を求める運動の進展、②個人のプライバシー保護の要請が次第に自覚されるに至ったことなどに伴い、戸籍公開の原則は次第に修正が図ら

れた（大きな改正としては戸籍法の昭和51年改正、平成19年改正などがある）。

かかる戸籍制度の改正の背景には、戸籍の記載事項が個人のプライバシーに該当する情報を多数含んでおり、無限定に「公開」を行うことによって被差別部落出身者に対する差別等の人権侵害が多発する危険が自覚されてきたことによる。特に、「元穢多」「新平民」等の記載が見られる「壬申戸籍」については、法務省において厳重に封緘保管し、非公開の措置が取られているところである。

戸籍が人の身分関係の登録という、人が社会生活を送る上でもっとも基本的な事項に関する情報を集約しているという性格を有する以上、戸籍情報が差別に利用されなければならないことは当然である。

以下、制度の変遷等につき詳論する。

## (2) 壬申戸籍の編成と、その記載内容について

壬申戸籍は、1871年（明治4年）布告の戸籍法に基づき、翌1872年（明治5年）に編成された。

明治政府は1871年（明治4年）に太政官布告において身分解放令を発し、穢多・非人等の呼称を廃止して職業も平民同様にすることを宣言していたから、編成中の壬申戸籍においても身分制度を前提とする記載は許されなくなったはずであるにもかかわらず、解放令の趣旨が徹底されず、戸籍の記載においてなお、旧来の身分をうかがわせる記載が残されていた。

具体的には、「元穢多」「新平民」という記載がなされている、あるいは「元穢多」「新平民」という記載を赤線で抹消しながら、赤線抹消があるためにかえって注視を引くなどの記載が見られた。

また、壬申戸籍の編成が華士族・僧侶や旧来の帳外人らの戸籍を地

続きにより戸籍番号を付して簿冊にするという、身分的かつ属地的な編成方法を採用していたため、被差別部落について、大字などの地域で一括して簿冊に編成され、地名を見ただけで直ちに旧来の稼多・非人身分の系譜を引くものであることがわかる結果を生じていた。

さらに、壬申戸籍が江戸時代の宗門帳以来の形式である檀那寺の記載を踏襲していたがため、当該記載から旧身分を推定することが可能であった（甚だしきは「皮多寺檀徒」などという記載も見られた）。

加えて、壬申戸籍は、その特徴として肩書部分に職分の記載がなされていていたが、被差別部落に属する人々は厳しい身分差別の中で職業を固定されており、「皮屋渡世」「日雇渡世」などの記載から旧身分を推定することも可能であった。

このように、壬申戸籍は、身分解放令が発令されていたにもかかわらず、その記載事項は旧身分に所属していた者に対する歴然たる差別性を顯示する内容であった。

### (3) 戸籍公開原則と、その制限についての歴史的変遷

1872年（明治5年）に編成された壬申戸籍は、1887年（明治20年）に除籍簿の制度が設けられるまで、全戸について転出入・婚姻関係・職業状況等に関する移動が修正記録されていたが、1898年（明治31年）に至り、いわゆる明治民法の制定と同時に新しく戸籍法が施行された。

この明治31年の戸籍法は、13条において「何人と雖も手数料を納付して身分登記簿の閲覧又は登記の謄本若しくは抄本の交付を請求することを得」と定め、同法174条でこれを戸籍簿等に準用していた（戸籍公開の原則）。

戸籍公開の原則が採用された理由は、戸籍制度が人の身分関係の登

録・公証という性質を持つ以上、国民の社会および経済生活において身分関係の証明を必要とする場合（旅券の取得、取引の相手方に行行為能力の制限がないか確認する必要があるときなど）には、これを広く一般に公開し、利用することができるようにしておく必要がある点に求められていた（明治23年の戸籍法案提出に際する政府説明等）。

しかしながら、例えば、成年後見制度において成年後見に関わる一定の事項は戸籍に記載されず、成年後見登記において記載されているところ、成年後見登記事項証明書については請求できる者を限定するとともに、取引の相手方が成年後見登記事項証明を請求（取得）することを認めていない。つまり、成年後見登記制度は、成年後見に関する一定の事項を「公証」する制度でありながら、「公開」の原則を採用していない。

このように、戸籍が身分関係を「公証」する制度であるからといって、戸籍「公開」の制度が論理必然のものとして導かれるわけではない。

実際、戸籍制度においても次第に公開原則の修正が図られ、特に平成19年戸籍法改正は、戸籍の請求ができる者を相当限定し、厳格な本人確認手続きを設けるなど、事実上の「非公開」に舵を切った。当該改正については、法務省自らが「『誰でも戸籍謄本等の交付請求ができる』という従来の戸籍の公開原則を改め」とそのホームページで告知・表記するなどしており（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>）、従来の意味における戸籍公開の原則は廃棄されたものと評価できる。

また、「壬申戸籍」については被差別部落出身者に対する差別に利用される危険が大変大きいことから、法務省において厳重保管の上、一般に対する非公開の扱いがなされている。

#### (4) 戸籍を利用した差別と、反差別運動による戸籍の公開制限の要求

上述したとおり、戸籍については時代の進展とともに戸籍公開の原則が修正され、平成19年改正に至っては実質的に戸籍公開の原則を廃棄し、戸籍の記載事項が差別に利用されることを可及的に防止する制度に改められてきたところであるが、かかる制度運用の変遷は、法務省等の行政官が戸籍情報が差別に利用されることに自発的に気付き、自発的に改善を図ったという経過によるものではない。戸籍の記載事項等を利用した差別に苦しみ、その撤廃に立ち上がった人々の闘いによって、行政も戸籍情報が差別に利用される危険を自覚せざるを得なくなり、その扱いを慎重にしていったという経過なのである。「戸籍の公開制限について、最も熱心に取り組んだのは部落解放運動であり、この運動を抜きにして、日本における個人のプライバシー保護を論じることはできない」（「個人情報の保護と戸籍公開原則の検討」二宮周平 立命館法学2005年6号）と評されることがあるが、そこには部落解放運動の先人たちによる血の滲むような苦闘が刻み込まれているのである。

##### ア 戸籍法制定時の、野放図な「公開」運用

従来の意味での「戸籍公開の原則」を定めた明治31年戸籍法においても「正当な理由」がない戸籍等請求についてはこれを拒むことができるとされていたが（同法213条の反対解釈）、正当な理由がない場合として当時想定されていたケースとしては、「無暗に人の戸籍を閲覧したり、或は謄本抄本を取って名誉毀損の材料とする、強請の種子とする」というものであり（戸籍法大正4年改正に際しての政府委員による帝国議会答弁）、個人のプライバシー保護の観点や、差別事象を防止する観点は全く希薄であった。

そもそも当時は、戸籍請求に際しその使途目的を記載させることができなかつたために、戸籍係において「正当な理由」の有無を判断する材料すら与えられなかつたのであり、「正当な目的」がない戸籍請求を拒むなどということは机上の空論であった。

そのため、保険会社が無差別に戸籍を閲覧して徴兵保険の勧誘に利用するなどの例が多発したほか、結婚相手の出自が被差別部落であることを理由として結婚を忌避するいわゆる結婚差別に際して戸籍の閲覧・請求制度が利用されるなど、戸籍の不正請求はあとを絶たなかつた。

#### イ 結婚差別事件

部落差別が結婚差別として現れる事件は多数存在し、かつ、差別の性質上、相当数の暗数も存在しているものと考えられる。

1922年（大正11年）3月に全国水平社が創立されているが、その翌月の京都水平社創立大会に出席した中西千代子は、子どもぐるみで婚家を追放された体験を訴え、壇上で号泣した。

全国水平社は、その活動の一環として戸籍簿における差別事項の是正・撤廃の運動に取り組んだ。全国水平社の要請により、内務省から司法省に対し「戸籍制度実施前に於ける戸籍賤称ある部分を改写し原本を焼却せられたきこと」旨の請願を行い、これを受けた司法省は1926年（大正15年）1月に「該当戸籍の改製をなすは差支えなく、又当該文字を市町村長の職権にて抹消することを得しめたるのみならず、右抹消の如何に拘はらず、該戸籍の謄本若しくは抄本には当該文字の謄写を省略して交付すべきこと」との次官通牒を発し、内務省は同年5月に「戸籍における賤称抹殺に関する件」との社会局長通牒を各都道府県知事宛に発した。

しかしながら、上記通牒による指示が徹底せず、各地において相

変わらず戸籍上の差別事項が残存したために、1932年（昭和7年）9月に、司法省は「戸籍上における賤称抹殺に関する件」との次官通牒を再び発し「賤称の抹消の痕跡あるものに付では今般更に之を改製せしめたる上、原戸籍は裁判所に引継保管せしむることと相成候」と通達したが、戸籍を管理している市町村においては、ごく一部を除いて同通牒に基づく戸籍の裁判所への引継保管が実施されず、戸籍における差別事項はそのまま温存される結果となった。

そのため、第二次大戦以降も戸籍における差別事項の記載は残存し、壬申戸籍についても公開されたままの状態が続いた。

その結果、結婚相手の戸籍を入手し、被差別部落の出自であることを理由として結婚を忌避する結婚差別は、第二次大戦後も続発した。

#### あ) Mさんに対する結婚差別事件

1960年（昭和35年）、Mさん（女性）の夫の家族が「帝国興信所」を利用して戸籍調査を行い、Mさんが被差別部落出身であることを知ったことから、夫も含めた家族から過酷な待遇を受け、本人が自殺した事件。長野地裁は1963年に、結婚差別の違法性を認め、自殺したMさんの遺族からの損害賠償請求を認めた。

#### い) Aさんに対する結婚差別事件

1971年（昭和46年）、Aさん（女性）は勤務先で知り合った交際相手（男性）の家族から「血筋が悪い」などと中傷されて結婚に反対され、「実は私は部落の人間です。（中略）どうかこの次女性を愛するときは健康で家柄のよい、お母さんに気に入ってくれる人を、お嫁さんにしてください」などと記載された遺書を残して本人は自殺した事件。Aさんは、交際相手の母親に「あん

たの身元を興信所で調べてもらう」などと脅されていた。

上記以外にも多数の結婚差別事件が発生したが、差別の前提としての「結婚（交際）相手が被差別部落出身である」という情報を得るツールとして戸籍の閲覧・謄写が行われていた可能性は高く、差別事件を発生させないために戸籍の閲覧・謄写を制限すべき必要があることは明らかであった。

#### ウ 就職差別事件

就職においても、履歴書に本籍地を記載させ、当該情報を端緒に応募者が被差別部落出身者か否かを調査し、該当する者を採用しないとする就職差別が横行した。

1970年（昭和45年）に匿名の投書による内部告発から発覚した岡山県内のデパートにおける就職差別事件では、同デパートの人事部が作成した身上調査に関する「しおり」において、「履歴書や戸籍とう本によく目を通し、少しでもおかしいところがあれば、メモに書き出しておく」「思想については必ず警察関係でたしかめる」「前科、思想、精神病、部落、宗教などについては、極秘であつかい、口頭で報告すること」などの記載があることが明らかとなった。

また、訴状において指摘した1975年（昭和50年）以降発覚の、いわゆる「部落地名総鑑事件」においては、その序文に（「部落地名総鑑」と呼ばれる資料は複数あるが、そのうちの8番目に発見されたもの）は、「部落解放同盟の解放運動の展開と、内閣同和対策審議会の同和政策などにより、…戸籍閲覧・交付の制限…など、差別に対する防衛策がとられ」などと記載して戸籍の公開運用が狭まってきた運用実態に触れたのち、「しかし、大部分の企業や家庭に於いては、永年に亘って培われてきた社風や家風があり、一朝一夕に伝統をくつがえす訳にはまいりません」などと差別を煽り、「このよ

うな悩みを、少しでも解消することが出来ればと、此の度世情に逆行して、本書を作製する事に致しました」などと資料発行の動機をあけすけに述べている。部落地名総鑑は、戸籍に基づく身元調査を前提とし、それを補完する資料として発行され、利用されてきたことがその「序文」からも明らかなのである。

解放運動においても、就職差別の撤廃について熱心に取り組んだ結果、従来は各企業において個別の「社用紙」を用いた履歴書提出の慣行を改め、本籍地など差別につながる事項記載がない「統一応募用紙」の採用などが進められた。関係法規においても、1999年（平成11年）に職業安定法第5条の4が設けられ、同法に基づく労働大臣指針において「次に掲げる個人情報を収集してはならない」として「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出身地そのた社会的差別の原因となるおそれのある事項」などを明記し、就職差別につながる社会的身分や本籍、出身地などの情報を収集しないことを雇用募集に際して義務付けている。

このように、差別につながる情報の収集等は雇用分野において厳に禁止されているのであるが、かかる制度を設けるきっかけとなつたのは、戸籍を利用した就職時の身元調査やそれに基づく就職差別の横行であって、戸籍の野放図な公開がもたらす弊害は明らかであった。

## エ 戸籍公開の原則の修正

上述した、戸籍を利用した各種の差別に対する反差別闘争は、「戸籍公開の原則」に対する弊害の指摘や、「戸籍公開の原則」に関する修正・撤廃要求を伴うものとして発展した。

戸籍実務においても、戸籍の閲覧・交付請求に応じない「正当な理由」の解釈に関し、「(戸籍) 請求がいわゆる差別的事象につなが

るおそれがあると認められるときには、これに応じない取扱いをすることができる」旨の行政通達がなされ（法務省昭和49年2月15日民2-1126回答）、差別に利用される戸籍情報は非公開とすることが明示された。

その後、昭和51年改正や平成19年改正を経て、現在は「従来の戸籍の公開原則を改め」と法務省自らが評価するほどに、戸籍公開の原則は修正され、部落差別に利用される情報は一般に公開しないことが徹底されているのである。

#### (5) 壬申戸籍の厳重封緘

このような戸籍制度及びその運用の改善と軌を一にして、「元穢多」などの記載が残る壬申戸籍については、公開が禁止された。

1968年（昭和43年）、政府は「明治100年祭」を企画・実施したが、解放運動はこれにあわせて壬申戸籍の公開禁止を求める要請を行い、かかる要請は広く社会的な反響を呼んだ。政府は要請を受けて同年1月に壬申戸籍の一般閲覧の差し止めを通達し、同年4月には壬申戸籍について厳重封緘の手続きを取った。

このように、壬申戸籍が「戸籍公開の原則」の運用の下でも公開禁止の措置が取られたということは、戸籍における差別事項の記載がいかに深刻な人権侵害を引き起こすかについて、行政として深く自覚した結果によるものである。

### 3 プライバシー権及び個人情報保護に関する観念の発達

個々人の出自に関する情報は、プライバシー権の重要な要素であるし、個人情報としても保護されるべき情報であって、当該個人の同意がなければ収集や公開が禁じられる情報であることは明白である。かかる観点

からも、部落差別に利用される情報は一般に公開しないことが原則であることが導かれる。

### (1) プライバシー権の概念の発達

プライバシー権は、当初、「私生活をみだりに公開されない権利」（「裏のあと」事件に関する東京地裁昭和39年9月28日判決など参照）などの自由権的、消極的な内容として把握されていたが、情報化社会の進展などにより理論的にも進化し、「自己に関する情報コントロール権」として把握されるようになった（「台湾人元軍属身元調査」事件に関する東京地裁昭和59年10月30日判決など）。

かかるプライバシー権は、人格権の中でも中核的な地位を占めるものであり、その保護は強く図られなければならないことは明らかである。

### (2) 個人情報保護の概念の発達

上述したプライバシー権保護に関する議論の発達は、個人情報保護の要請を促すこととなった。

1980年（昭和55年）、プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインを定めたOECD（経済協力開発機構）理事会勧告が提出され、これを受けて1988年（昭和63年）に行政機関が保有する個人情報を対象に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定された。同法の付帯決議において民間部門が保有する個人情報の保護について政府は早急に検討すべき旨の事項が挙げられ、これをうけて2003年（平成15年）に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。

同法による「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人

を識別することができるもの」と定義されており、プライバシー権の保護範囲と必ずしも同一ではないが、両者は重複する部分も多く、同法の制定によって個人情報の保護と同時にプライバシー保護の観念についても広く社会に定着するに至った。

同法は2015年に改正され、さらに「要配慮個人情報」の概念が加わった。「要配慮個人情報」とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義され（改正個人情報保護法の第2条3項）、本人の同意を得ない取得が原則として禁じられるに至った。同条項における「社会的身分」について立法担当者は「ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位」であると解説しているところ、被差別部落出身であることが「社会的身分」に該当する個人情報であることは明らかである。

このように、被差別部落出身である旨の情報は改正法において同意なき取得や第三者提供が禁じられている要配慮個人情報に該当するのであって、原則として非公開の扱いを受けるのである。

### (3) 金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」における機微（センシティブ）情報の概念について

上述した個人情報保護法の制定をうけて、金融庁は「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を制定しているところ、同ガイドラインにおいては「機微（センシティブ）情報」の概念が定義され、同「機微（センシティブ）情報」については原則として「取得、利用又は第三者提供」を禁じる扱いとされている。

同ガイドラインにおける「機微（センシティブ）情報」とは、「政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報」を言うとされており、「本籍」が「機微（センシティブ）情報」として明記されているのである。

以上のとおり、プライバシー権や個人情報保護の概念は年々発達し、その保護の範囲を厚くしているのであって、かかる概念から見ても、部落差別に利用される情報は一般に公開しない原則が導かれるることは明らかである。

#### 4 部落地名総鑑事件における関連図書の回収と焼却処分

すでに訴状において詳述し、本準備書面においても触れた部落地名総鑑事件は、「部落地名総鑑」と総称される資料類について法務省が回収し、焼却処分を実施した。

かかるケースからも、行政として、部落差別に利用される情報は一般に公開しないとの見解に立っていることは明白である。

なお、被告示現舎が出版を予告し、仮処分により出版が差し止められた状況にある『復刻 全国部落調査』（本件出版物）には、その宣伝文句として「部落地名総鑑の原典」と記載されている。被告らの宣伝の意図は、「部落地名総鑑」と称される資料類における記載内容は『復刻 全国部落調査』（本件出版物）の記載内容と類似するということのようである。

被告らは『復刻 全国部落調査』の内容について、インターネット上でも公開し、仮処分により記事の削除が認められた状態にあるところ、東京法務局は被告宮部に対し「識別情報の摘示による人権侵犯事件について（説示）」を行っている（甲41）。

当該説示は、被告宮部が①「特定地域の住民等に対する不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する目的で」と記載して、宮部の差別助長目的を認定し、②「あなたがインターネット上で管理する「同和地区 Wiki」と題するサイトに」と記載して「同和地区 Wiki」の管理者が被告宮部であると認定し、③「特定地域の地名を同和地区であるとして、また、特定地域において特定の姓を有する者が同和地区出身者であるとして、多数の地名、姓等の情報を掲載した」と記載して、『復刻 全国部落調査』(本件出版物)の内容をインターネットで公開したことを認定した上で、④「あなたに対し、前記各行為の不当性を強く認識して反省し、直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことのないよう説示する」と記載して、法務省として、部落差別に利用される情報は一般に公開すべきでないことを明らかにしている。

## 5 まとめ

以上概観したとおり、部落差別に利用される情報は一般に公開しない扱いになっていることは明らかであるところ、本件における被告らの行為は、かかる扱いに真っ向から挑戦し、部落差別に関する情報をばら撒くものであって、その違法性・悪質性は顕著である。

被告宮部は、そのツイッター上で「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので」などと表明し、差別意識丸出しの「金儲け」宣言を行っている。つまり、「同和地区 Wiki」サイト上から『復刻 全国部落調査』に関する情報を削除(最終的に同サイトを閉鎖)したのは上記「説示」に応じた結果によるものではなく、あくまで裁判所の仮処分が発令されたからなのであって、万が一本件訴訟で出版禁止やホームページ上からの記事削除が維持されなか

った場合には「本格的にパンパン売って金儲け」してやるという、誠に挑戦的な言辞を弄しているのである。

しかも、被告官部は同様にツイッターで「差別ネタは私の収入の本当にごく一部ですよ」などと発言しており、身を切られるような被害を生む部落差別について「ネタ」などと言いなし、人権侵害の深刻さに微塵も気付かない。

かかる被告官部の部落差別に対する姿勢について、部落差別に利用される情報は一般に公開しないとする法制度及び行政対応と比較してみると、被告らによる本件行為の違法性・悪質性はますます顕著である。

以 上

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外247名

被 告 示現舎合同会社 外2名

## 証 抱 説 明 書 4 (甲34ないし甲41)

2016(平成28)年12月12日

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士	河村 健夫	
同	山本 志都	
同	指宿 昭一	
同	中井 雅人	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 3 4	『全国のあいつぐ 差別事件 2012年 度版』の一部	写 し 2012年 11月20日	部落解放・人 権政策確立 要求中央実 行委員会	近時発生した部落差別事象 の内容	
甲 3 5	『全国のあいつぐ 差別事件 2013年 度版』の一部	写 し 2013年 12月5日	同上		
甲 3 6	『全国のあいつぐ 差別事件 2014年 度版』の一部	写 し 2014年 10月31日	同上		
甲 3 7	『全国のあいつぐ 差別事件 2015年 度版』の一部	写 し 2015年 11月20日	同上		
甲 3 8	『全国のあいつぐ 差別事件 2016年 度版』の一部	写 し 2016年 11月15日	同上		

甲 3 9	「公正な採用選考の基本」と題するウェブサイト上の記事	写し	不明	厚生労働省	<p>①就職の機会均等を実現するために、応募者に広く門戸を開き、本人のもつ適性や能力以外のことを採用の条件にしないことが必要であること（公正な採用選考）</p> <p>②そのためには本人のもつ適性や能力以外の事実については採用者の方で把握しないようにすることが必要であること</p>	
甲 4 0	「『差別と思われる事例』の募集結果について」と題する書面	写し	大阪府	2015年2月ころ	<p>①障がい者差別以外の差別事象を大阪府が募集したこと</p> <p>②大阪府の募集に応じて集まった事象の内容</p>	
甲 4 1	「識別情報の摘示による人権侵犯事件について（説示）」と題する書面	写し	東京法務局長	2016年3月29日	<p>①東京法務局が被告官部に対して「説示」を行っていること</p> <p>②「説示」の内容</p>	